

第 8 回 上 島 合 併 協 議 会						
開催年月日	平成15年11月4日（火）					
開催場所	魚島村開発センター 5階大ホール					
開 会	午後1時					
出席委員	1	会長 木下 良一	2	副会長 稲本 一	3	副会長 田尾 紀
	4	副会長 佐伯 真登	5	委員 原山 公男	6	委員 田名後 豊重
	7	委員 泉原 光雄	8	委員 土居 計彦	9	委員 横川 武広
	10	委員 林 栄一	11	委員 毎木 正博	12	委員 濱田 光
	13	委員 沼田 裕章	14	委員 松原 彌一	15	委員 児玉 幸治郎
	16	委員 村瀬 忍	17	委員 加登 まゆみ	18	委員 池本 福治
	19	委員 村上 京子	20	委員 澤田 年光	21	委員 加納 清二
	22	委員 西村 孝子	23	委員 横井 昇一	24	委員 大林 貞光
	25	委員 森山 月美	26	委員 相原 博昭		
その他出席者	1	幹事会委員 柏原 泰彦	2	幹事会委員 益崎 徹造	3	幹事会委員 林 正城
	4	幹事会委員 植田 正美				
欠 席 者	1	委員 島根 亀夫	2	委員 森本 義之	3	委員 大林 清孝
事務局出席者	1	局長 松崎 幸正	2	次長 大船 英夫	3	局員 森本 英隆
	4	局員 梨木 善彦	5	局員 山本 勝幸	6	臨時 江良 涼子
議 事	(1) 協議会会議録署名人の選任について (2) 報告事項 ① 事務局報告 ② 幹事会報告 ③ 新町の名称・事務所の位置検討小委員会報告 ④ 新町将来構想策定小委員会報告 (3) 協議事項 ① 協議項目第 3 号 新町の名称について ② 協議項目第 11 号 新町建設計画について ③ 協議項目第 19 号 町字名の取扱いについて ④ 協議項目第 7 号 一般職の身分の取扱いについて ⑤ 協議項目第 12 号 特別職の身分の取扱いについて ⑥ 協議項目第 15 号 一部事務組合の取扱いについて ⑦ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（消防団）の取扱いについて ⑧ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて ⑨ 協議項目第 21- 号 各種事務事業（保健関係事業）の取扱いについて					
閉 会	午後2時55分					

松崎事務局長	定刻より若干早いんですが、今日ご出席予定の委員の皆様、全員お揃いになりましたので、早速始めさせていただきたいと思います。 只今より、第8回上島合併協議会を開催致します。 まず、本日の会が委員29名のうち26名の委員の方に出席いただいておりますので、規約第10条第1項の規程によりまして過半数以上の出席がありますので、この会が成立することをご報告致します。 それでは、早速、議事に入りたいと存じますが、ここで規約第10条第2項の定めるところによりまして、これからの議事進行につきましては、会長に議長をお願いしたいと思います。会長、お願い致します。
木下会長	本日、委員の皆様には、何かとご多用中のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。来年10月を目標に現在、小委員会、幹事会、各部会、そして事務局におきましては、多くの協定項目、事務事業関係の検討、調整が寧日無い状況であります。そのご労苦に謝し、答えるべく努力しなければと存じます。 2、3報告致したいと思いますが、先日、自民党県連によります重要施策の推進に関する知事陳情が行われました。今年は合併協議会の単位で実施され、まず会長として、将来構想に基づきまして、まちづくりの理念、そのビジョン、そして基本施策と致しましては、上島架橋の整備促進と海上交通等の利便性の向上にあることを述べて、現在、建設計画に取り組んでいる旨を説明致しました。 さらに、基本的な考え方と致しまして、上島4ヶ町村は離島同士で、行政面におきましては、必要に応じて連携をしておりますが、日常生活における住民の交流はほとんどないというのが実態でありまして、お互いに近くて遠い存在にあること、これを本当に近くて近い島にするのが我々の願いであり、合併の意義効果につながるものであること、その最大の基礎基盤は島を結び、人の心を結ぶ交流の道と場の整備であること、そして上島は一つという状況と意識を作ることが、新町の将来を望む基点になるということを中心として、合併後の支援も含めまして、理解と配慮を要請したところであります。 続きまして、重要施策の推進に関する陳情につきましては、「上島地域の交通体系の整備促進について」、「離島における高度情報化の推進について」、「合併に伴う地理的特殊事情の是正事業への財政支援について」、「離島地域の小規模県立高等学校の存続ならびに国立弓削商船高等専門学校専攻科の設置について」、この4項目を4ヶ町村長が分担して、それぞれ説明要望を致しました。知事からは大変前向きで力強い意向が示されました。その意を励みに、我々もより頑張らなければというふうに思っているところであります。 今月15日には、県の指導協力によりまして、「上島の未来を考えるフ

梨木事務局員	フォーラム」を開催し、架橋を意識して合併への気運を盛り上げて参りたいというふうに思っております。皆様のご配慮、ご協力をよろしくお願い致します。 また、架橋の来年度の事業化に向けて国会議員の支援を得て、月末には国土交通省等へ要望を行う予定であります。我々はそれぞれ異なる地域の事情を持つ中であって、形に見えるものだけではなく、見えないものを大切にして、価値観を共有し、共生の精神にのっとり、新しいまちづくりのパートナーシップを築くべく努力しなければというふうに思っております。委員の皆様の一層のご理解とご配慮をお願い申し上げます。 それでは、ご案内しておりますように会次第に基づきまして、協議を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。 始めに協議会会議録の署名人の選任について、弓削町の加登まゆみ委員、魚島村の森山月美委員さん、お願い致します。 続いて報告事項に入ります。まず、事務局の報告、お願いします。 事務局報告を行います。資料の方は1ページをお開きください。 (1)の事務事業一元化業務についてですが、事務局におきまして、次の総務、住民、保健、建設管理分科会、教育部会から提出のありました一元化調書のうち協議会提案事項を調整しまして、第13回の幹事会へ提案しました。 続きまして、(2)の例規策定業務ですが、各分科会・専門部会において原案がまとまりましたので、株式会社ぎょうせいの方でただいま第1原案を調整中でございます。 続きまして、(3)の各種打ち合わせ会ですが、合併に向け、各分野において協議・検討を重ねて参りました。 まず、消防体制の打ち合わせ会ですが、第4回目を10月1日に各町村の団長、消防主任が寄りまして、非常備消防、いわゆる消防団の合併後の組織について検討しました。 次の特別養護老人ホーム「海光園」の運営の打ち合わせ会ですが、第3回目を10月14日に各町村担当者と海光園園長で運営に関する素案の検討を行いました。10月29日に第4回目の会におきまして、各町村担当課長と越智郡老人ホーム組合事務局長が寄りまして検討書をまとめました。 次の電算システムの統合に関する打ち合わせ会ですが、電算システムの統合に向けて、各町村の担当職員が寄りまして、今治地方情報センターと随時打ち合わせを行っております。 最後にフォーラムの開催ですが、このたび合併協議会主催で、上島地域の合併後のまちづくりの方向性について議論を深めることを目的としまして、「上島の未来を考えるフォーラム」と題しまして、開催することに
--------	--

木下会長	致しました。日時は平成15年11月15日土曜日、14時から16時までの2時間、場所は弓削小学校体育館において、内容は3部構成でご覧のとおりとなっております。 まだまだ未確定なところもありますが、関係機関と連絡を取り合いまして、煮詰めていきたいと思っております。委員の皆様におかれましてもご出席賜りますようお願い申し上げます。 以上で事務局報告を終わります。
大船事務局次長	それでは、幹事会報告を続いてお願いします。 それでは、第9回から第13回の幹事会報告を致します。資料2ページをご覧ください。 まず、第9回目の幹事会を9月2日午前9時10分から弓削町総合庁舎3階大会議室で、幹事7名、事務局3名、計10名が集まり行いました。 内容としまして、まず最初に新町建設計画案の作成について協議を行い、事務局より各案を説明の後、小委員会で検討するのが難しいと思われる事業面、財政面については、幹事会で調整することとし、県事業、新町新規事業、町村事業についての作成方法について、そこに書いてある手順で行うことと致しました。 次に、事務事業一元化については、事務局で作成の事務事業一元化調書総括表を基に、総務分科会、企画分科会について協議し、協議会の原案ができ次第、協議会に諮っていくことと致しました。 続いて、新町の消防体制について協議し、消防本部、消防署については、現在の島部消防上島出張所庁舎の増改築によって対応できるかどうか、専門家の意見を踏まえて検討することと致しました。 続いて、第10回の幹事会について報告を致します。次のページをご覧ください。第10回目の幹事会を10月2日午前9時10分から、弓削町総合庁舎3階第1会議室で、幹事8名、事務局5名の計13名が集まり行いました。 まず最初に、上島合併シンポジウムについて事務局より概要説明を行い、詳細については、今後幹事会で協議することと致しました。 続いて、新町建設計画については、委託業者から計画概要について説明を行い、計画に登載する普通建設事業等の見直しを致しました。 また、町村防災行政無線については、旧町村から新町に引き継ぐこととなりますが、その場合、四国総合通信局の指導により、合併までに本庁から、一斉放送ができるシステムにすることが必要条件となるため、15年度に協議会で設計委託契約をして、16年度に事業実施することと致しました。 さらに、前回に引き続き事務事業一元化について、会計、税務、保険、

介護の各分科会についての協議を致しました。

続いて、第11回の幹事会について報告を致します。次のページをご覧ください。第11回目の幹事会を10月8日、資料では11月8日となっていますが10月8日に訂正をお願い致します。午前9時10分から弓削町総合庁舎3階第1会議室で、幹事8名、事務局5名、島部消防上島出張所職員2名の計15名が集まり行いました。

まず、新町消防体制について、消防班で作成の資料に基づき協議を行い、消防庁舎については、上島出張所庁舎の増改築により、そこに本部と署を設置できるかどうかを、専門家の意見を参考に検討した結果、構造上増改築は不可能であるとの結論となり、本部と署はそれぞれ別の場所に設置することと致しました。

本部については、駐車スペースも十分に確保可能な弓削町総合庁舎を候補として、早急に検討することと致しました。

また、署については、上島出張所庁舎を利用するには、仮眠室、事務室、駐車場等十分なスペースが確保できないなど、いろいろな問題があるものの現状では当施設しか考えられず、上島出張所庁舎を利用することと致しました。

また、これらの問題を解消するため、新庁舎を建築する方向で検討する必要があり、計画書を作成し、それを基に候補地等の検討作業をすることと致しました。

また、救急艇がドック入りした場合、故障した場合の代船をどうするかということも問題となってきますが、その対策の一つとして考えられるのが、現在計画を検討中の行政連絡船で対応することも可能であり、それらも含めて検討することと致しました。

また、発足当初は23名の人員を予定していますが、そうした場合、不足すると思われる8名の職員についても、新町の組織・機構とあわせて検討することと致しました。

続いて、10月14日に開催された知事陳情時の進め方についても協議致しました。

また、上島合併シンポジウムの動員計画等についても協議検討致しました。

さらに、新町建設計画についても、普通建設事業等について、前回に引き続き検討致しました。

続いて、第12回の幹事会について報告を致します。次のページをご覧ください。第12回目の幹事会を10月17日午前9時10分から弓削町総合庁舎3階第1会議室で、幹事7名、事務局5名、島部消防上島出張所職員2名の計14名が集まり行いました。

最初に、社会福祉協議会から要望のあった事項について協議を行い、新町社会福祉協議会が発足する時に、「新町のネットワークシステムを利用

	させてほしい」との要望があり、それに対しセキュリティーなどで問題がないと思われるため、了承することと致しました。 次に、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について、県より推進地域指定に係る意見照会があり、追加要望をすることと致しました。 次に、新町で新築を検討中の消防庁舎については、消防班で作成した計画図面を基に協議し、11月に開催の幹事会に各町村候補地があればそれぞれ提示し、協議することと致しました。 また、発足時の消防本部についても、改築図面を基に協議し、消防本部は弓削町総合庁舎とする方向で調整しました。 次に、新町建設計画についても、前回に引き続き普通建設事業、財政計画等について検討しました。 続いて、第13回の幹事会について報告を致します。次のページをご覧ください。第13回目の幹事会を10月23日午前9時10分から弓削町総合庁舎3階第1会議室で、幹事6名、事務局5名の計11名が集まり行いました。 内容としまして、今日の協議会に提案する議題について協議調整を行い、まず最初に報告事項として、事務局報告、幹事会報告、新町の名称・事務所の位置検討小委員会報告、新町将来構想策定小委員会報告、以上4件の報告を協議事項として、そこに書いてある16の協議事項のうち10項目ぐらいを協議会に提案することを決め、その中で新町の名称について、新町建設計画について、町字名の取扱いについて、一般職の身分の取扱いについて、特別職の身分の取扱いについて、一部事務組合の取扱いについて、各種事務事業、消防団、窓口業務、保健事業の取扱いについて提案致しております。 また、新町建設計画について、計画に登載する普通建設事業、財政計画等についても検討致しました。 また、上島合併シンポジウムの名称を、「上島の未来を考えるフォーラム」とし、詳細については、今後幹事会で協議していくことと致しました。 以上で、第9回から第13回までの幹事会報告を終わります。
木下会長	ありがとうございました。それでは事務局報告と幹事会報告について質疑はございませんか。 特にないようでございますので、協議事項に入ります。 協議項目第3号、新町の名称について、報告願います。
田名後委員	新町の名称・事務所の位置検討小委員会副委員長の田名後でございます。本日は島根委員長が公務のため、代わりに職務代理者の私が報告をさせていただきます。 9月16日、第12回小委員会を弓削町で開催致しました。協議議題は

	委員長の選任、2番目に新町の名称候補第1次選定について、3番目に賞の決定方法について協議致しました。 まず、委員長の選任につきましては、互選によりまして弓削町議会議長の島根さんが選任されました。副会長には各村の原山議長、泉原議長、そして私、田名後の3名が副委員長に選任されました。 続きまして、新町の名称候補第1次選定について、各委員が事前に選定した22候補の中から協議により、次の「愛北」、「伊予上島」、「上島」、「芸予上島」の4候補を協議会へ提案することになりました。 次に、賞の決定方法ですが、名称が決定次第、その場で抽選することになりました。 最後に、名称候補の第1次選定をもって、協議会から付託された案件の協議を終えることができました。委員の皆様には改めてこの席でお礼申し上げます。 以上で、小委員会報告を終わります。
木下会長	ありがとうございました。 それでは、新町の名称についてお諮りしたいと思いますが、4つの名称が第1次選定されています。これについて、どのような方法で決定するか、投票によるか、それとも挙手でやるか、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。 特にご意見はございませんか。 それでは、挙手ということでお諮りしたいと思います。そして、お諮りする順序は新町の名称候補一覧表というのがありますが、その応募数の多い方からお諮りしたいと思います。よろしゅうございましょうか。 異議なし、という声あり。
木下会長	それでは、一番応募数が多いのは3番の上島であります。上島について、この名称決定に賛成の方は挙手願います。
松崎事務局長	はい、ありがとうございました。
木下会長	報告願います。
松崎事務局長	今26名出席の委員のうち24名の方が挙手されました。
木下会長	それでは、挙手により上島という名称に決定致しましたが、よろしゅうございましょうか。

木下会長	異議なし、という声あり。拍手あり。 それでは、新町の名称は上島と決定致しました。
松崎事務局長	続きまして、新町の名称が決まりましたので、名付け親大賞を1名、それから親賞を3名抽選したいと思います。名付け親大賞は会長さんに引いていただいて、親賞を副会長の生名村、岩城村、魚島村の村長さんに引いていただけたらと思います。それでは、事務局の方が箱を持って参りますので、その中からハガキを1名ずつ引いていただけたらと思います。 それでは、まず親賞の方から発表したいと思います。まず最初、越智郡魚島村1－124－3、大林清孝さん。続きまして、弓削町下弓削570番地、田坂與紹さんに決まりました。続きまして、上村尚子さん、弓削町下弓削です。 名付け親大賞を発表致します。大阪府堺市の村上京さん、岩城村出身の方が名付け親大賞になりました。 以上の方には、親賞の方には1万円相当の品物、それから名付け親大賞の方は3万円相当の品物を贈呈する予定でございます。これにつきましては、10月、新町発足しまして、イベントする時に機会を設けてしたいと思っております。 以上で、名付け親大賞の抽選を終わります。
木下会長	それでは、一時休憩致します。 写真 撮影
木下会長	それでは、再開致します。 協議項目第11号、新町建設計画についてを協議致します。小委員会の報告をお願い致します。
土居委員	はい、失礼致します。 10月24日に開催されました第10回の新町将来構想策定小委員会で委員長をおおせつかりました弓削町の土居でございます。前任の島根委員長が弓削町議会の議長になられましたので、この小委員会を退会されることとなりました。代わりまして、私が委員長に選任されました。以後よろしくお願い致します。 それでは、今回新町建設計画をご提案させていただきますが、最初に前回の委員会の協議経過をご報告し、その後、まとめられました建設計画をご提案申し上げます。 それでは、お手元の資料12ページ委員会報告によりまして、説明を致

	します。 第10回小委員会が10月24日に弓削町で開催され、新しい委員長、副委員長が選任された後、建設計画案の検討に入りました。この計画案は、コンサルタントによる建設計画のたたき台が示された後、事業計画、財政計画など小委員会では検討しがたい項目については、幹事会にゆだねたものであります。会議では事務局より各章ごとに説明の後、委員さんにより確認の上、活発な意見、要望が出されました。 例えば、合併するにあたっての住民意識についての記述の必要性や、新町の主要な課題の中に教育環境の充実を盛り込んでほしいことその他、魚島の水道問題についての記述の必要性など、さまざまなご意見が出されました。 この結果、今回出された要望事項や指摘事項を踏まえて、修正の上、計画案として協議会に提出することが確認されました。ここに協議会から付託されました新町建設計画原案を提出致します。 さて、本委員会も建設計画をご提案申し上げ、最終段階を迎えました。ここで策定にあたりました小委員会の皆様方をはじめ、幹事会等関係各位の皆様方のご協力のもと、真剣にご協議をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。 なお、この建設計画は協議会で確認された後、愛媛県に原案として提出され、事前協議を経た後に正式協議を行うこととなります。最終決定までにはもう少し時間がかかるようでございます。最後までご協議いただきますようお願い申し上げます。 それでは事務局より内容説明を致しますので、ご審議をよろしくお願い致します。これで新町将来構想策定小委員会からの報告を終わらせていただきます。
木下会長	ありがとうございました。事務局から。
森本事務局員	それでは、事務局の方から建設計画の概要についてご説明申し上げます。 皆さんご承知のとおり新町建設計画は、合併協議会で合併関係町村の自主的判断で策定されるものでございますが、合併特例法に基づく財政措置を受けるためには、計画の作成が義務付けられております。 計画内容は、合併町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなくてはなりません。 計画で定める事項については、1、合併町村の建設の基本方針、2、合併町村の根幹となるべき事業に関する事項、3、公共施設の総合整備に関

する事項、4、合併町村の財政計画の4項目が規定されております。

それでは、説明資料のNo1、上島新町建設計画案の方をご覧くださいと思います。

まず、1枚目の目次をご覧ください。この建設計画の構成でございますが、第1章は序論、第2章で新町の概況と課題、第3章で主要指標の見通し、第4章で新町建設の基本方針、第5章で新町の施策、第6章で公共的施設の適正配置と整備、第7章で財政計画となっております。それでは、章ごとに概要の方をご説明致します。

まず第1章でございますが1ページの方です。合併の必要性ということを書いております。2ページ目では計画策定の方針として計画の趣旨、構成、期間を示してございます。

3ページの方ですが、第2章に入りまして新町の概況と課題に触れております。新町の概況につきましては、位置・地勢、気候、人口と世帯数、産業活動について述べております。6ページからは住民のニーズでございますが、これまでのアンケートやワークショップから住民の皆さんが望まれていることなどを整理してまとめてございます。7ページでございますが、広域圏における当地域の位置づけについてまとめております。8ページからは地域の特性と課題について、それぞれ項目別に述べております。特に離島同士のため、地域内連絡・連携機能の強化や医療・福祉体制の充実が強く求められております。

第3章でございますが、主要指標の見通しです。11ページから人口・世帯・就業人口について触れております。これによりますと平成27年には、新町の人口はおよそ6400人程度と予想され、また就業人口も2600人程度となり、今後地域の自立を図っていくための産業振興を積極的に推進する必要がございます。

第4章の新町建設の基本方針でございますが、12ページの方で新町の将来像を、日常生活の利便性の向上をめざし、また瀬戸内海の豊かな自然・歴史、文化や観光・スポーツレクリエーション資源を生かすとともに、農水産物の産地や造船、専門学校など地域の特性を最大限に生かしたまちづくりを進めていくことが重要と考え、「新たな交流による人も自然も輝くまち上島、コミュニケーションアイランズ」と設定しています。13ページからは、5つのまちづくりの方針を設定しました。1、安心して笑顔で暮らせる健康・福祉のまちづくり、2、生きがいと誇りを持って暮らせる教育・文化のまちづくり、3、若者が定着し、活気あふれる産業振興のまちづくり、4、豊かな自然と新たなふれあいを育む観光・交流のまちづくり、5、いきいきとした生活を支える生活基盤の充実したまちづくりとしております。

15ページからは地域別整備の方針として、軸やゾーンを設定しています。町内外との交流をより活発にできるよう、本土との架橋の実現等を広

	域交流軸の形成として捉え、既存のフェリー、快速船の航路等を地域連携軸と捉えて、それらを軸にそれぞれの分野を効率よく配置し、特色ある拠点作りができるようイメージで提案をしております。 第5章の方ですが、17ページから5つの新町建設の基本方針に基づき、新町の施策を示しております。18ページからは具体的施策について触れております。まず、健康福祉のまちづくりでは、保健・医療の充実、福祉の充実、子育て環境の充実、地域福祉活動への支援等を行います。19ページ、教育・文化のまちづくりでは、学校教育の充実、生涯教育の推進、文化・スポーツの振興を図ります。20ページでは産業振興のまちづくりとして、農林漁業の振興、商工業の振興、新規産業の創出を目指しております。21ページの観光・交流のまちづくりでは、地域振興拠点の形成、観光資源の開発・整備、自然環境・景観の創造に取り組みます。22ページの生活基盤が充実したまちづくりでは、上島架橋の促進、海上交通等の利便性向上、道路・上下水道等の整備、ごみ処理とリサイクルの推進、住環境の整備、消防・防災対策の充実、情報通信基盤の整備を図ります。 第6章では公共的施設の適正配置と整備について、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、地域の特性や地域間のバランス等を考慮しながら統合整備を図っていくことを述べております。 第7章では財政計画を示しております。平成17年から26年までの10ヶ年について、財政運営の指針として推計し、作成したものでございます。28ページで歳入、歳出についてそれぞれ推計を行っております。 以上簡単ですが、新町建設計画案の説明を終了致します。 なお、ここでお断りを申し上げますけども、この建設計画は愛媛県の承認が必要でございます。今後、直ちに意見照会を行った後、事前協議、正式協議と県の審査を受けることとなり、修正の可能性もございます。したがって、今回で正式確認、決定されるということにはなりませんので、お含みおきください。 今後、県との協議、調整を進める上で、重要な変更、修正等が生じた場合は、改めて小委員会等で検討のうえ協議会で、その他軽微な修正、変更があった場合は、協議会の方でお諮り致したいと思っておりますので、以上ご了解の上、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。 以上です。
木下会長	この問題についてはただいま説明のとおりであります。何かご意見ございましょうか、質疑等。
佐伯副会長	はい。
木下会長	どうぞ。

告もございまして、立派な出来映えだと感心しておるわけですが、しかし、文章表現に少々こだわるわけではございませんが、一理感じたことを申し上げてご検討願いたいと思います。

まず、22ページでございますが、2の海上交通等の利便性の向上の段でございますが、先ほどご説明で、問題は架橋について地域の連携軸として非常に大事なものであると、そういうご報告もあったわけですが、となれば上から4行目でございますが、真ん中から終わりの方、「併せてより利便性を高めるための検討に努めます。」と、このような表現がございまして。「検討に努めます」というと、どうも最初から検討するかどうかわからん、できるだけ検討しようというようなふうに聞こえるような気もするわけですが、検討するぐらいだったらすぐにやった方がえんじななかろうか、「併せてより利便性を高めるための方策を検討します」でもいいんじゃないかなと、こんなふうに思ったり致します。

それから、次の3の道路・上下水道等の整備でございますが、これは村瀬委員さんも非常に熱心にご質問いただいておりますけれども、魚島村の海水淡水化施設が平成9年にできまして15年でございますが、ホースの施設を追加したり、故障があってまたそれをやったりということで、割合こう、淡水化施設いうのもあんまり当てにならないと思いますが、まあまだ急ぐわけではございませんので、今の施設が老朽化するまでに、ぜひお願いをしたいと思いますが、そのためには5行目でしょうか、「生活用水の安定に向けた整備に努めます」というのを、財政事情もあるから「すぐにこれを図ります」と書くと最後の財政計画に支障があるのかどうかわかりませんが、来年のつもりでひとつ、今後ご検討お願いしたらありがたいと思います。

それから、23ページでございますが、住環境の整備なんでございますが、ここでは1行目の終わり頃に「U・I・Jターンの受け皿等として、適切な整備を行います。」というようなことを書いてございます。私はこれを見て本当に感心したわけですが、単に魚島等においては人口が増えるというだけじゃなしに、Iターンの方々が福祉や、そして建設や医療や、そういう方面の担い手として、人材として活躍していただいておりますので、今後とも愛媛新聞の方へ、今後Iターンした後になんかということ、ちょっと心配して書いていただいておりますが、こういうことで一つ、積極的な施策の推進を今後ともお願いしたいと思っております、ちゃんと載せていただいておりますので、非常に喜んでいるしだいであります。

以上2、3感じたことを申し上げました。失礼しました。

木下会長	ありがとうございます。この問題につきましては、先ほどいろいろ説明がありましたとおり、まず県と協議する案として協議しておるわけでございますので、それによっては変更の可能性もあるということでございます。 それではお諮り致しますが、この11号、新町建設計画について県と協議する原案として確認することにご異議ございませんか。 異議なし、の声あり。
木下会長	特にご異議ないものと認めます。よって、県との協議に向けての原案として確認致しました。 続いて、協議項目19号、町字名の取扱いについて、説明願います。
松崎事務局長	それでは協議項目第19号、町字名の取扱いについて説明致します。資料の13ページをお開きください。 町字名の取扱いについて。4ヶ町村の「町」、「村」を省いて現在地名を継承する。ただし、弓削町大字上弓削字百貫については、「弓削百貫」とする。というふうに調整しております。 この町字名の取扱いにつきましては、7月22日開催の第6回上島合併協議会において3案を提案、説明しておりました。が、今回は、事前に各町村の意見を集約したもので提案しております。前回も説明したとおり、生名村、岩城村についてはなんら問題はありませんでしたが、弓削町、魚島村がどうするのかということでございました。 資料の14ページをお開きください。弓削町も魚島村も前回提案致しました3案のうち第2案で、ということですが、魚島村につきましては、魚島村の土地の登記簿と住居表示が違っておりまして、最初の提案では住所表示を基に提案しておりましたが、ここでの調整は土地の登記簿上の表記での調整をしております。 例えば、前回であれば魚島村の場合は、魚島村1番耕地何番地というような表示をしておりましたが、1番耕地というのは地番ということなんで、前回の提案では魚島村字1番耕地という格好で書いておりましたが、これは全て間違いでございました。訂正、お詫びしておきます。それで現在、登記簿の方はそこに書いてありますように、魚島村字なにそれ1番耕地何番地というような表示になっておりますが、魚島村の意見としまして、今決まりました新町の名称、上島町魚島字なにそれ1番耕地何番地というような、前回でいいですと第2案ということになっております。 以上、簡単ですが説明を終わります。
木下会長	これにつきましては、前回、特に魚島の村の方で協議が整ってなかった

佐伯副会長	ので先に延べておりますが、大体今の説明でおわかりいただいたと思いますが、協議項目第19号、町字名の取扱いについては、原案どおり確認することにご異議ありませんか。 異議なし、の声あり。 このことで、ちょっと補足説明させていただきたいと思いますが、この土地の登記簿の表と、それから住民票とか本籍地の表記の場合は違う場合がございます。ですから、小字の井下田だとか井ノ浦とかいうのは今、戸籍簿や住民票には載せておりません。今後も、これは載せておりますけども、皆様方が魚島に出されます時に、小字を全部書かないといけないのかとご心配されるかもわかりませんが、小字は省略して載せるようになるわけでございます。これは、憲法に告示されましても、これによって法務局の代記が変わるわけでございますが、小字名の省略等については手続きはいらないという法務局のご指導がございましたので、この間、このことが委員会で出たというようなことでございましたので、ちょっと補足説明をさせていただきました。以上です。
木下会長	ありがとうございました。 それでは、町字名の取扱いにつきましては、原案どおり確認されたものと致します。 続いて協議項目第7号、一般職の身分の取扱いについて、説明願います。
松崎事務局長	それでは協議項目第7号、一般職の身分の取扱いについて、説明致します。資料の16ページをお開きください。 一般職の身分の取扱いについて。1、4ヶ町村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。2、職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。3、職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図るものとする。4、職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。5、職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障するとともに、適正な水準の確保に努めるものとする。というような調整をしております。 資料の20ページをお開きください。左側の下の方に市町村の合併の特例に関する法律というのが出てと思いますが、そこの第9条に、合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。となっており、また第2項におき

木下会長	まして、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。となっております。この規定に基づきまして、適正に調整していると思っております。 資料の１７ページには現在の各町村の一般職の定数及び実数等を、１８、１９ページには現在の職務分類等を載せておりますのでご参照いただいたと思います。 以上、簡単ですが説明とさせていただきます。 説明が終わりましたが、この件につきまして何か質疑、ご意見ございましょうか。大体、基本的な問題ですが、もう法に定められているところにより、というようなことでございますので。 それではお諮り致します。協議項目第７号、一般職の身分の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、の声あり。
木下会長	異議なしと認めます。よって、協議項目第７号は、原案のとおり確認されました。 続いて協議項目第１２号、特別職の身分の取扱いについて、説明願います。
松崎事務局長	それでは協議項目第１２号、特別職の身分の取扱いについて、説明致します。資料の２３ページをお開きください。 特別職の身分の取扱いについて。特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。１、町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。給料の額は、４ヶ町村長が別に協議調整する。２、議会の議員の報酬額については、４ヶ町村長が別に協議調整する。３、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。４、農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。５、その他の特別職の職員については、４ヶ町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、１町村ないし３町村に設置されているものについては、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。６、新町の職務執行者については、合併までに４ヶ町村の長が別に協議して定めるものとする。ということで調整しております。 ここでいいます特別職といいますのは、資料の２８ページにある地方公

	務員法第3条第3項に規定されているものであります。当上島4ヶ町村の場合、新設合併でありますので、ここでいう（１）から（５）までの特別職につきましては、合併関係市町村の全員が失職となります。そこで、法令等に定めるところに従い、調整したものでございます。（６）の新町の職務執行者につきましては、新町の町長が決まりますまでの間、合併後の事務の推進に支障が生じないように、地方自治法施行令第1条の2の定めているとおり、4ヶ町村長の協議により決めるものと調整しております。 それと、24ページをお開きください。各町村の、24ページから27ページまで各町村の特別職の現況を載せております。ご参照いただいたと思いますが、ここで岩城村の常勤の特別職の報酬額が、この9月議会で若干変わっておりますので、訂正願いましたらと思います。 まず、村長さんですが78万7千円が77万1千円となっております。それから、助役さんですが64万4千円が63万1千円となっております。それから、収入役さんが59万5千円から58万3千円となっております。教育長さんは56万9千円から55万8千円と現在はなっております。 以上、簡単ですが説明とさせていただきます。
木下会長	以上、説明が終わりましたが、これにつきまして何か質疑、ご意見ございませんでしょうか。 特にないようでございますので、協議項目第12号、特別職の身分の取扱いにつきましては、原案どおり確認することにご異議ありませんか。 異議なし、の声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって、協議項目第12号は、原案どおり確認されました。 続きまして、協議項目第15号、一部事務組合の取扱いについてを協議致します。説明を願います。
松崎事務局長	それでは、協議項目第15号、一部事務組合の取扱いについて、説明致します。資料の34ページをお開きください。 一部事務組合の取扱いについて。1、愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。2、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。3、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。4、愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって

脱退し、新町において合併の日に加加入するものとする。5、愛媛県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加加入するものとする。6、今治地区広域行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加加入するものとする。7、越智郡老人ホーム組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち特別養護老人ホーム「海光園」に係る事務については、新町において行うものとする。なお、当該組合の特別養護老人ホーム「海光園」の事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。8、越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち4ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。なお、当該組合のうち4ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。9、上島地区衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。10、上島上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。以上のように、事務組合については調整しております。

一部事務組合といいますのは資料の46ページに、地方自治法第284条の第2項に載せてありますように、それぞれの市町村の事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定め、県知事の許可を得て設けているものでございます。

1から、そこに調整しております1から6の愛媛県市町村職員退職手当組合、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合、愛媛県自治会館管理組合、今治地区広域行政事務組合につきましては、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日新町において再加入致しまして、従来と同じように一部事務組合で事務を処理することとしております。ただし、6の今治地区広域行政事務組合につきましては、今治市との合併の日の前日、つまり平成17年の1月15日をもって解散する予定となっております。

7の越智郡老人ホーム組合と、8の越智郡島部消防事務組合につきましては、第4回の上島合併協議会におきまして、それぞれの組合から脱退し、新町において特別養護老人ホーム「海光園」と常備消防については、単独で運営・設置する方向で検討し、具体的になったら協議確認することになっておりましたので、後から、現在の検討状況につきまして説明したいと思います。

9の上島地区衛生事務組合、10の上島上水道企業団につきましては、一部事務組合の構成団体が1町となりますので解散し、その事務、職員、財産等はそのまま新町に引き継ぐように調整しております。

大船事務局次長	それで、ここで私の方から越智郡老人ホーム組合の現在の検分状況について説明したいと思います。お手元の別冊になっております説明資料2、特別養護老人ホーム「海光園」検討書をお開きください。 越智郡老人ホーム組合は、越智郡の15町村によりまして、養護老人ホームの朝倉村にある清流園、大三島にある楠風園の2園、それから特別養護老人ホーム、生名村にあります海光園の3園を運営しております。皆さんご存知のとおり、越智郡15町村は、今治市と上島4ヶ町村との2つの枠組みに分かれます。そのような中で、上島4ヶ町村の生名村にある特別養護老人ホーム「海光園」につきましては、資料1ページに書いてありますように、地元位置し、その役割も定着し、地域住民のニーズも強く、行政としてそのサービスの提供及び運営を含め、合併後において新町の責務として公営で存続する必要が不可欠であるということで、現在検討しております。 資料の2ページをお開きください。一応、発足の期日案としまして合併の日、16年の10月1日、運営主体は新町直営としております。職員数は現状では30人ですが、法律等の改正によりまして、看護師、介護職員、現状では合わせて20人ですが、24人と、4人増やしております。資産につきましては、詳しくは3ページ、4ページに載せておりますので後でご参照ください。5の入所者定員のところでございますが、定員59名のうち上島4ヶ町村の入所者は40人と、入所者定員の約70%を上島4ヶ町村の住民の方が占めているのが現状でございます。 そこで、資料の5ページをお開きいただきたいと思います。そこに平成25年度までの決算見込みを推計しておりますが、平成17年度を除き、単年度収支ではすべて黒字となっております。平成17年度の赤字につきましては、平成17年度に海光園の大規模改修を現在予定しているためであります。 以上、簡単ですが現在の検討状況であります。今後、新町単独で立ち上げるための手続き、それから民営化等のことも含め、さらに検討して参りたいというふうに思っております。現在の検討状況でございます。 続きまして、越智郡島部消防事務組合の検討状況について、担当の方から説明させます。 それでは、新町の消防体制の検討結果と今後の取り組みについて説明致します。最初に今までの協議の経緯について説明致します。 島部消防については、現在10ヶ町村で構成されていますが、今回の合併によりまして、上島新町と今治新市と二つに分かれることから解散することとなります。予定では、上島新町が平成16年10月1日に今治新市より先に合併することとなるわけで、形の上では脱退ということとなり、上島新町では常備消防体制を確立しなければならないこととなります。
---------	--

協議はまず、今年3月から島部消防と、単独消防設置は可能か検討を行い、現時点では、基本的には可能であるとの検討結果に基づき、幹事会で協議するとともに、首長会に報告し、基本的な組織づくりに着手致しました。その後は、本署、上島出張所、4ヶ町村消防主任による総務分科会消防班で、現況の把握、問題点等を洗い出し、組織体制の細部について協議を行い、原案を作成致しました。

そして、その原案を基に、7月14日の第6回幹事会、8月4日の第7回幹事会で協議した結果、消防班からの人員26名体制の案に対し、26名体制では、協議会の理解が得られにくいのではないか、現時点では消防本部4名、消防署19名の計23名体制を基本として調整していくとの幹事会の方針が決定し、それぞれ各町村に持ち帰り、各首長に報告し、了解をしていただいている状況です。

それでは内容について、簡単に説明致します。説明資料のNo3、消防本部及び消防署検討書をご覧ください。

まず、1ページに消防本部・消防署設置の趣旨が書いてあります。ここには先ほども言いましたが、平成16年10月1日に合併するためには、9月30日に島部消防から脱退することによって、常備消防がなくなってしまいます。そうなりますと、現在、上島出張所の救急艇により行っている救急患者の搬送は大変難しくなり、これは昨年実施しました新町将来構想策定のための住民との意見交換会の中で、特に意見の多かった救急医療体制の充実に反することとなり、そのため新町において消防体制の整備は必要不可欠で、今回整備しようとするものです。

次のページをご覧ください。発足の期日は、合併の日の平成16年10月1日を目標としています。

次に、消防本部及び消防署の組織及び体制についてですが、4ページをご覧ください。まず、この組織図には常備消防のみを書いてあります。新町では、常備消防、非常備消防一体とした組織を構築する訳ですから、非常備消防の消防団の組織についても、当然この組織図に入っていない訳ですが、新しい組織については、現在、4ヶ町村消防団長を中心に検討中でございます。まとまった時点でこの組織図に載せていきたいと思っております。また、詳細については、このあとの協議項目、消防団の取扱いについてで説明致します。

最初に基本項目として、消防力の充実強化を図るため、常備消防、非常備消防一体とした組織とし、消防本部には消防長、総務予防課長、予防係2名の計4名を配置しまして、危険物、防火対象物の立ち入り検査等を中心に予防活動を行います。この業務は、現在は島部消防本部が実施していますが、新町ではこの業務にかかる職員が新しく必要となってきます。また、消防団事務も基本的には消防本部で行う方向で検討中でございます。

また、消防署については署長以下19名を配置し、1隊6名の3部制で

6人勤務と致します。しかし、消防署6名勤務体制では、第1出動時の消防力が不足するため、火災時の対応は、現在と同じように消防団が主力となっております。

また、6名3部制4名出動とした理由としては、1番目に心肺停止や重症患者に対して、気管内挿管による救命措置が必要になるなど、救急業務の複雑多様化に対応するためです。2番目としましては、出動時に次の救急が発生した場合、消防署に2～3名、本部に2～3名いれば、場合によっては同時出動が可能となります。また、火災などの災害発生時に非番職員の召集、関係機関への通報等、迅速な対応が可能となります。3番目に救急艇の離着岸には2名の隊員を要し、患者へも2名が必要となります。また、離島である上島地域では道路事情が悪いところも多くあり、その場合、現場へ車の乗り入れができないこともあり、患者、救急器具の搬送に人手が必要となってきます。4番目に消防職員は、その職務の特殊性から、消防学校に入校し、専門の教育訓練が必要となってきます。初任科教育には6ヶ月、救急科には2ヶ月、救急救命士養成科には6ヶ月、また1ヶ月の病院研修というように、長期間の研修があり、さらに救急救命士には毎年4週間位の生涯研修、また、今後必要となってくる気管内挿管に対応するには、6ヶ月から1年間の病院研修が必要となってくることから、常に1～2名は消防学校等の研修機関に入っており、実質は21名から22名で業務することが多いのではなかろうかと思われます。

また、病気などの突発的な年休者の交代要員として、現在は本署、魚島駐在員の応援で対応している状況であり、このことについても解消できるのではないかと思います。

また、2ページの人員計画にもありますように、基準人員としては消防本部4名、消防署18名となっておりますが、これはあくまでも常備消防のみ的人数であり、今回検討した23名体制は非常備消防も含めたものであるので、その辺をご理解いただけたらと思います。

また、この組織図は現段階での案ということなので、これから新町の組織・機構を検討する中で、課名、職名等必要に応じて調整していきたいと思っています。

次に消防車両等の整備状況ですが、ここに書いてあるとおり、合計11台配備する予定です。この中で、消防署に救急車2台とありますが、これについては、今年度の上島出張所の救急車を新しく購入する予定で、本来なら廃車にするものを予備の救急車として配備し、他の救急車の車検、故障時の代車、また同時出動に対応できるようにしたいと考えております。

次に財政計画ですが、5ページの年度別歳入歳出決算見込書をご覧ください。これは常備消防、非常備消防含めた平成15年度から24年度までの決算見込みでございます。右端の合計を10年間平均してみますと歳入の場合、地方交付税、補助金、起債で2億122万4千円となります。ま

	た、歳出が人件費１億５７７６万３千円、通常経費が５０２２万円、設備等更新費が１８４５万の計２億２６４３万３千円となり、差し引き２５２０万９千円の赤字となります。 また、歳入、歳出の内訳書を６ページ、７ページに書いてあります。その中で、人件費、通常経費、設備等更新費については７ページに書いてありますように、消防団員の報酬、出動手当、出初式の費用等消防団にかかる費用全てを含んでおります。 また、８ページには年度別人件費を載せてありますので、あとで目を通しておいってください。 最後に問題点としまして、発足当初の消防本部・消防署の位置については、先ほど幹事会報告でも申し上げましたとおり、本部については弓削町総合庁舎、署については上島出張所庁舎とすることで調整致しましたが、本来、本部と署が別々の場所にあるということは、消防組織体制としても好ましいものでなく、今回は暫定的なものと考えており、幹事会では新庁舎を建築する方向で検討作業に入っております。 また、救急艇がドック入りした場合、故障した場合の代船の確保、消防職員の確保、消防無線、管外搬送時の応援協定等さまざまな問題もありますが、このような問題も含め、今後も幹事会で協議調整し、新町発足時には住民が安心して暮らせるよう、万全な消防体制を築きあげていきたいと思っておりますので、この検討書に書かれている趣旨をご理解のうえ協議願いたいと思います。 以上で、新町消防本部及び消防署検討書の説明を終わります。
松崎事務局長	そこで、今言いました老人ホーム組合と消防事務組合につきましては、若干手続き等で再確認を、まだしたいということもございますので、できましたら７，８を退けた分でお願ひしたらというふうに考えております。会長、よろしくお願いします。
木下会長	説明が終わりましたが今、事務局の方からありましたように、老人ホーム組合と島部消防事務組合の件につきましては、基本的に先ほど検討書で説明がありましたとおり、基本的には単独で運営しようということでございますが、本日確認する予定にしておりましたけれども、その後ちょっと検討協議しなければならない問題が出てきましたので、本日この１５号につきましては７番目と８番目を次回に確認を延ばしまして、後の８件についてはこの原案どおり、確認できたらというふうに思っております。 そういうことも含めて、皆さんの質疑があれば、ご意見があればお伺いしたいと思います。 特にないようでございますので、協議項目第１５号につきましては７番目と８番目は次回に確認を延ばすということで、後の８件につきまして

木下会長	は、原案どおり本日確認するということでよろしゅうございましょうか。 異議なし、の声あり。 特にご異議ないものととります。よって、原案どおり確認されました。7番と8番につきましては、慎重を期して十分協議検討を経まして、次回に持ち越したいと思います。 続きまして、協議項目第21号、各種事務事業の、(消防団)ですが、取扱いについてを協議致します。説明願います。
大船事務局次長	それでは説明致します。資料の48ページをお開きください。 協議項目第21号、各種事務事業、消防団の取扱いについて提出する。消防団の調整方針としては、消防団は、合併時に統合する。なお、組織編成については、適正な組織体制になるよう調整する。 次のページをご覧ください。まず最初に、消防団の組織としては、そこに各町村の現況を書いております。4ヶ町村の全団員数は定数359名に対し実員344名で、15名の欠員となっております。消防団は合併時に統合し、幹部の人数、分団等の組織については、現在4ヶ町村の消防団幹部により協議検討中であり、合併時に新たな組織を構築する予定となっております。 また任用方法等については、基本的に4ヶ町村ほとんどで同じですが、多少違うところもあるので生名村の例によることとし、幹部の任期としては3年、定年制は設けないことと致しました。報酬については、合併時に統一することとし、費用弁償については弓削町を基本とし、合併時に統一するよう調整していきたいと思います。 また、消防団の施設については、当然現行のとおり新町に引き継ぐこととなります。被服等の貸与については、当面現在の服を使用することとして、夏、冬用の作業服、作業帽については、合併後新町において統一することと致します。消防団の諸行事についても新町において、順次調整していきたいと思っております。 以上で、消防団の取扱いについての説明を終わります。
木下会長	説明が終わりました。協議項目第21のうちの消防団の取扱いについては、原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、の声あり。
木下会長	異議なしと認めます。よって、消防団の取扱いにつきましては、原案どおり確認されました。

山本事務局員	続きまして、協議項目第21のうち窓口業務の取扱いについてを協議致します。説明願います。 それでは、説明致します。資料の53ページをお開きください。 協議項目第21号、各種事務事業、窓口業務の取扱いについて提出する。窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。という調整方針でございます。 次のページをお開きください。資料には代表的な住民窓口業務を掲載しております。戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録につきましては、それぞれ法等に基づき事務を行っておりますので、4ヶ町村とも事務手続き上の相違はございません。従いまして、合併時にシステム統合を行い、統一運用できるよう調整するものでございます。 次の、昼休憩、休日対応でございますが、これにつきましても、4ヶ町村それぞれの宿日直職員が対応しておりまして、大きな相違はございません。調整内容につきましては、統一した事務仕様となるよう合併時に調整しまして住民サービスの低下を招かないよう努めるものと致します。 以上簡単ではございますが、説明を終わります。
木下会長	説明が終わりましたが、窓口業務の取扱いにつきましては、原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、の声あり。
木下会長	特にご異議ないものと認めます。よって、窓口業務の取扱いにつきましては、原案どおり確認することに決定致します。 続きまして、協議項目第21のうち保健関係事業の取扱いについてを協議致します。説明願います。
梨本事務局員	それでは説明します。資料56ページの各種事務事業、保健関係事業の取扱いについて提出する。調整方針は、1、4ヶ町村の保健センターは、地域の保健拠点として、それぞれ現行のとおり運営するものとする。2、母子保健、老成人保健、その他保健事業については、現行のサービス水準の維持と地域間の均衡に留意しつつ、新町において調整するものとする。3、健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施するものとする。4、予防接種事業については、統一実施するよう合併時に調整するものとする。5、健康づくり組織については、新町において調整するものとする。という調整方針を出しております。 次に57ページをご覧ください。ここからは、4ヶ町村の現況及び調整内容を載せております。57ページの2段目の乳幼児の集団検診ですが、

	調整内容として合併後に再編するのですが、新しい事業と致しましてブックスタート運動事業、これは絵本などを通して、早い段階で本に親しもうという事業を検討しております。 次に５９ページをご覧ください。下の段の老人保健事業の基本健康診査ですが、調整方針としまして合併後に再編ですが、対象者を２０歳以上とし、審査内容を一元化するように調整しております。 続きまして、次の資料６０ページをご覧ください。上の各種がん検診ですが、これも合併後に再編で、対象者を２０歳以上とし、検診内容を一元化するように調整しております。 最後に６２ページをご覧ください。下の段の健康づくり推進事業ですが、次のページにまたがり、各町村の現況を載せておりますが、これらの事業につきましてはこのまま存続していこうという調整内容になっております。 以上、簡単ですが説明を終わります。
木下会長	以上、説明が終わりましたが、これにつきましても特に問題はないと思いますが、保健関係事業の取扱いについては、原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、と声あり。
木下会長	異議なしと認めます。よって、保健関係事業の取扱いについては、原案どおり確認されます。
松崎事務局長	事務局の方から一言、お知らせとお願いをしておきます。皆様のお手元の方に封筒に入れまして、事務局報告でも言いましたが、このたび上島合併協議会主催で、「上島の未来を考えるフォーラム」というのを実施することになりました。封筒の中にチラシが入っていると思いますので、見ていただけたらと思います。 第１部として、「美しい郷土えひめとすばらしき出会い」というのを、小林真三さんに講演していただきます。それから、アトラクションとしまして、「島本陣岩城太鼓」をお願いしております。第２部としまして、「離島地域におけるまちづくりの現状報告」ということで、国土交通省都市・地域整備局離島振興課の職員の方が来て、講演していただけるということでございます。それから第３部として、「上島の夢・私の夢」ということで、小中学生による意見発表を行う予定にしております。 上島合併協議会主催ということでございますので、委員の皆様にはぜひ参加していただけたらと、また、周囲の住民の方もお誘い合わせの上、ぜひ来ていただけたらというふうに思っております。なお、別船計画も載せ

木下会長	ておりますので、できましたら利用していただいて、来ていただいたらというふうに思っております。以上です。 この問題については、いろいろ県と協議を重ねた結果でございます。私も最初の報告にも申し上げましたように、架橋をかなり強く意識したものであります。事業化に向けての一つの会ということでございますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致したいと思っております。 それでは、長時間に亘りまして大変お疲れでございました。以上をもちまして、本日の第8回上島合併協議会を閉会致します。ありがとうございます。 以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。 平成15年 月 日 署名委員 署名委員
-------------	--